

赤ちゃんを授かった！

お母さんやお父さんになる準備を
今から少しずつ始めましょう。



Step.1

妊娠の検査確認

妊娠の届け出と母子健康手帳の交付

病院での妊娠の検査確認

妊娠しているかなと思ったら、まずは病院で検査を受け、妊娠しているかどうかの確認を受けましょう。妊娠が確認できれば、病院で妊娠届出書がもらえます。

妊娠届・母子健康手帳交付

母子健康手帳は、妊娠の初期からお子さんが小学校に入学するまでの間の健康記録となる大切なものです。妊娠したら、医療機関で妊娠届出書进行、保健センターへお越しください。母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票の交付や母子保健サービスの説明を行います。

日時	月～金(祝祭日を除く)8:30～17:15 ※川之江、土居の窓口は事前の連絡が必要です。
申請時に必要なもの	妊娠届出書、妊婦さんの個人番号(マイナンバー) 本人確認ができるもの(運転免許証等)

※妊娠届出書を発行していない医療機関受診者については、保健センターにて記入していただきます。



●こども家庭センター

四国中央市では、すべての妊産婦・子育て世帯・子ども(0～18歳まで)の一体的な相談支援をより一層充実させるため、「こども家庭センター」を設置しました。母子保健(保健センター)や児童福祉(こども家庭課)の専門職員が寄り添いながら、切れ目のない相談・支援を行います。

～ 妊娠・出産・子育ての不安や悩みをお聞かせください ～



【お問い合わせ】 四国中央市こども家庭センター

(こども家庭課内) ☎0896-28-6027 (保健推進課内) ☎0896-28-6054

Step.2

妊婦健康診査

妊婦健康診査を受けましょう

妊婦健診は、お母さんと赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうかをチェックするものです。妊娠中は、からだにいろいろな変化が起こります。自覚症状がなく、順調にみえてもトラブルが隠れていることもあります。無事に出産を迎えるために、定期的に健診を受け、医師からの指導を守りながら毎日を過ごしてください。

1. 妊婦一般健康診査等

妊婦一般健康診査受診票14回分

市では、妊婦健診の受診票を14回分お渡ししています。受診票を使用すると、妊婦健診費の一部が助成されます。

受診票は、県内医療機関と助産院、一部の県外医療機関で使用できます。

新生児聴覚検査(初回検査、確認検査)受診票は、妊婦一般健康診査受診票と一緒に配布しています。費用の一部が助成されます。

2. 妊婦歯科個別健康診査

妊娠期間中に1回、歯科検診を公費負担で受けることができます。保健センターで受診票をお渡していますので、市内の委託医療機関にてご使用ください。

令和7年度から、里帰り等で市内の委託医療機関以外で妊婦健診を受けた場合も、助成対象となります。(上限3,000円)

妊娠中は、ホルモンバランスの変化などで虫歯や歯周病になりやすい時期です。歯周病になると、早産や低体重児出産の可能性が高くなることがわかってきました。母体、そして生まれてくる赤ちゃんのためにも歯科検診を受けましょう。

【お問い合わせ】 四国中央市保健センター ☎0896-28-6054

低所得妊婦に対する初回産科受診費助成事業

低所得の妊婦さんの経済的負担軽減を図ることを目的に、初回の参加受診費の公費負担を行います。安心して妊娠期を過ごせるよう支援します。

詳しくは…



妊産婦タクシークーポン事業

令和7年4月1日以降に四国中央市で母子健康手帳の交付を受けた妊婦さんへ、妊婦健診や産婦健診に係る交通費の一部を助成する事業が開始しました。

詳しくは…



新生児聴覚検査とは…

生まれて間もない赤ちゃんを対象に行う「耳の聞こえ」の検査です。赤ちゃんが眠っている間に音を聞かせてその反応を記録する方法で行います。赤ちゃんに負担無く自動的に判定を行う検査で、安全で痛みもありません。

～聞こえとことばの発達のために、必ず検査を受けましょう～

Step.3

ママパパ学級

ママパパ学級

妊娠中から正しい知識を身につけ、心身ともにゆとりを持って出産・育児にのぞむことができるように、ママパパ学級を開講しています。是非ご参加ください。

対象 市内在住の妊婦さんとパートナー

内容 ●妊娠中、産後の役立つお話
●妊婦体験 ●沐浴実習等



【お問い合わせ・申し込み】 四国中央市保健センター ☎0896-28-6054

しこちゅ〜すくすくナビ(母子モ)



妊婦さんのためのマーク

マタニティマーク

交通機関などを利用するときに妊婦さんが身につけ、周囲に配慮してもらいやすくなるためのマークです。交通機関だけでなく、職場や飲食店などでもポスターを作成し、妊婦さんにやさしい環境づくりを目指しています。



パーキングパーミットマーク

「車椅子マーク」のある駐車スペースにて、該当者にはパーキングパーミット(身体障がい者等用駐車場利用証)を交付しています。車椅子の利用者だけでなく、高齢者やけが人、妊婦さんなどを含め、障がいのある方がご利用いただくための場所として指定されている福祉社会づくり推進の施策なのです。



失業給付金

雇用保険では、出産前に退職し、再就職を目指しているお母さんには、失業中の生活を心配せずに新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるよう、ハローワーク窓口での職業相談・職業紹介を受けるなどの求職活動を行った上で、失業等給付金が支給されます。

対象	退職前に12か月以上雇用保険に加入しており、働く意思があり、求職中である方が対象となります。 ※6か月以上加入されていた方も、対象となる場合がありますので、お問い合わせください。
受給期間の延長	本人の妊娠・出産・育児のために退職後、引き続き30日以上職業に就くことができない状態の場合、受給期間の満了日を延長することができます。これによって、本来の受給期間(1年)に職業に就くことができない状態の日数を最大3年間延長させることが可能となります。
申請手続き	延長の手続きについては、職業に就けない状態の31日目から1か月以内に、ハローワーク(公共職業安定所)で行ってください。受給期間延長申請書に離職票(受給資格の決定を受けていない場合)または、受給資格者証(受給資格の決定を受けている場合)を添付してください。延長の理由が確認できる書類(出産予定日が記載された母子手帳等)が必要となります。

※受給期間の延長申請は、郵送、又は代理人による申請も可能です。

【お問い合わせ】 ハローワーク四国中央 ☎0896-24-5770

出産育児一時金

出産育児一時金とは、健康保険法に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその扶養家族が出産したとき、経済的負担を軽減するために一定の金額が支給される制度です。

支給金	50万円 ※産科医療補償制度に加入する病院などにおいて出産した場合に限ります。それ以外は48.8万円となります。 ※妊娠12週目(85日)以降であれば、死産・流産でも支給対象になります。 ※会社を退職後6か月以内に産した方は、以前に加入している健康保険から支給されます(ただし1年以上継続して勤務していた場合に限る)。 ※出産後2年で時効となり、申請ができなくなります。
申請方法	出産する医療機関で制度利用の申請をしてください。 ①出産費用が50万円以上の場合 不足分はご自身で医療機関へお支払いください。 ②出産費用が50万円未満の場合 差額分を加入している健康保険へ請求できます。 ③直接支払制度を希望されない場合 退院時にいったん出産費用をご自身でご負担いただくようになります。出産後、ご加入の健康保険に申請し受給してください。 ②または③の場合は、詳しくはご加入の健康保険窓口へお問い合わせください。 (四国中央市国民健康保険の方は、国保医療課 ☎0896-28-6020)